

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

目黒区は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もつて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

目黒区長

公表日

令和7年3月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	<p>児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当受給者(申請者)・配偶者・扶養義務者の住民基本台帳情報・所得情報・年金受給情報等を審査し、児童扶養手当の受給認定・手当額決定・資格喪失決定等を行う。これらの業務を行うに当たり、下記の事務について特定個人情報を取り扱うほか、住民登録がない者の情報を住民基本台帳ネットワークシステムを経由して照会する。</p> <ul style="list-style-type: none">1 児童扶養手当認定請求者からの認定請求書の受理2 児童扶養手当受給者からの各種届出書の受理3 認定請求書、各種届出書に基づく受給資格認定、手当額決定、児童扶養手当証書等の交付4 児童扶養手当の支払い、過払い金の返還請求5 他自治体等から目黒区への児童扶養手当状況等照会への回答6 目黒区から他自治体等への児童扶養手当状況等の照会7 目黒区から他自治体等への住民基本台帳情報、住民税課税情報、公的年金受給状況、公金受取口座情報等の照会
③システムの名称	児童扶養手当システム、共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能(予定)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表56の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17の項、20の項、42の項、89の項、90の項、125の項、141の項、155の項及び161の項</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て支援部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	子育て支援部子育て支援課手当・医療係 〒153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 子育て支援部子育て支援課手当・医療係 電話番号(直通) 03-5722-9645

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[1,000人以上1万人未満]</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	---

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="radio"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="radio"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からの提出または住民記録に紐づけのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、取得したマイナンバー及び本人情報、並びに情報提供ネットワークシステムを用いて取得した特定個人情報等のデータベースへの入力においては、複数人による確認を徹底している。マイナンバーが記載された申請書面等の管理においても、適宜複数人の確認を行うなどの対策を講じており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査	[<input type="radio"/>] 外部監査
-------	---	--------------------------------	--------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="radio"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/>] 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	[<input type="radio"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	---------------------------------	---

判断の根拠	児童扶養手当業務において、個人情報を含む書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の個人情報が含まれていないかなど、所定の手順に従って複数人で確認を行っている。また、特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書棚等に保管することを徹底し、廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行うなど特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、手作業が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を行っている。これらのことから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。
-------	--

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の係数か	平成27年8月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年4月1日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の係数か	平成27年8月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成29年1月6日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	これらの業務を行うに当たり、次の事務について特定個人情報を取り扱う。	これらの業務を行うに当たり、下記の事務について特定個人情報を取り扱うほか、住民登録がない者の情報を住民基本台帳ネットワークシステムを経由して照会する。	事前	
平成29年1月6日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	事前	
平成29年7月18日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 唐牛 順一郎	子育て支援課長 篠崎 省三	事後	
平成29年7月18日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の係数か	平成28年12月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年7月18日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の係数か	平成28年12月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年12月12日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長 篠崎 省三	子育て支援課長	事後	
平成30年12月12日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の係数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年12月12日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	

令和1年5月10日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の係数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月10日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の係数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月10日	IVリスク対策	-	項目新設による追記	事後	
令和1年11月29日	評価書名	児童扶養手当に関する事務	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和1年11月29日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の37の項	・番号法(※1)第9条第1項及び別表第一の37の項 ・主務省令(※2)第29条 ※1 番号法:行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)以下同じ。 ※2 主務省令:行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一で定める事務を定める省令(平成26年内閣府・総務省令第5号)	事後	
令和1年11月29日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号並びに別表第二の12、15、26、30、47、57、64、65、87及び116の項	【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第7項及び別表第二の13、16、26、64、65、87、106、116の項 ○同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※3)の該当条項 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第7項及び別表第二の57の項 ○同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※3)の該当条項 ※3 主務省令:行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二で定める事務を定める省令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	事後	
令和1年11月29日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和1年9月1日 時点	事後	
令和1年11月29日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和1年9月1日 時点	事後	

令和1年11月29日	IV リスク対策 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	【○】委託しない	【 】委託しない	事後	
令和1年11月29日	IV リスク対策 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	【 】	【十分である】	事後	
令和1年11月29日	IV リスク対策 8 監査 実施の有無	【○】自己点検 []内部監査 []外部監査	【○】自己点検 【○】内部監査 【○】外部監査	事後	
令和2年9月18日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年9月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	
令和2年9月18日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年9月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第7項及び別表第二の13、16、26、64、65、87、106、116の項 ○同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※3)の該当条項 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第7項及び別表第二の57の項 ○同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※3)の該当条項 ※3 主務省令：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二で定める事務を定める省令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第8項及び別表第二の13、16、26、64、65、87、106、116の項 ○同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※3)の該当条項 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第8項及び別表第二の57の項 ○同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※3)の該当条項 ※3 主務省令：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二で定める事務を定める省令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	事後	
令和4年12月16日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	7 目黒区から他自治体等への住民基本台帳情報、住民税課税情報、公的年金受給状況等の照会	7 目黒区から他自治体等への住民基本台帳情報、住民税課税情報、公的年金受給状況、公金受取口座情報等の照会	事後	

令和4年12月16日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和4年12月16日 時点	事後	
令和4年12月16日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和4年12月16日 時点	事後	
令和5年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	団体内統合宛名システム	共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能(予定)	事後	
令和5年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	03-5722-9864	03-5722-9645	事後	
令和5年9月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年12月16日 時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年9月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年12月16日 時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年9月1日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法(※1)第9条第1項及び別表第一の37の項 ・主務省令(※2)第29条 ※1 番号法:行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)以下同じ。 ※2 主務省令:行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一で定める事務を定める省令(平成26年内閣府・総務省令第5号)	・番号法(※1)第9条第1項及び別表第一の56の項 ・主務省令(※2)第29条 ※1 番号法:行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)以下同じ。 ※2 主務省令:行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一で定める事務を定める省令(平成26年内閣府・総務省令第5号)	事後	

令和5年9月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○番号法第19条第8項及び別表第二の13、16、26、64、65、87、106、116の項 ○同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※3)の該当条項 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○番号法第19条第8項及び別表第二の57の項 ○同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※3)の該当条項 <p>※3 主務省令：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二で定める事務を定める省令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p>	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○番号法第19条第8項及び別表第二の15、18、37、81、82、116、140、151の項 ○同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※3)の該当条項 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○番号法第19条第8項及び別表第二の73の項 ○同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※3)の該当条項 <p>※3 主務省令：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二で定める事務を定める省令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p>	事後	
令和7年1月1日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法(※1)第9条第1項及び別表第一の56の項 ・主務省令(※2)第29条 <p>※1 番号法：行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)以下同じ。</p> <p>※2 主務省令：行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一で定める事務を定める省令(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p>	番号法別表56の項	事後	
令和7年1月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○番号法第19条第8項及び別表第二の15、18、37、81、82、116、140、151の項 ○同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※3)の該当条項 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○番号法第19条第8項及び別表第二の73の項 ○同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※3)の該当条項 <p>※3 主務省令：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二で定める事務を定める省令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p>	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17の項、20の項、42の項、89の項、90の項、125の項、141の項、155の項及び161の項</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項</p>	事後	
令和7年1月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年9月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年1月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年9月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	

令和7年1月1日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	—	(項目新設)	事後	
令和7年1月1日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考え られる対策 最も優先度が高いと考えられ る対策	—	(項目新設)	事後	
令和7年1月1日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考え られる対策 当該対策は十分か【再掲】	—	(項目新設)	事後	